

第百六十九回国会
衆議院
議院
運営委員会
議録
第二十五号

平成二十年四月十七日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 笹川 堯君

理事 小此木八郎君 理事 根本 匠君

理事 竹下 巨君 理事 三ツ林隆志君

理事 金子 恭之君 理事 川端 達夫君

理事 仙谷 由人君 理事 石田 祝穂君

理事 あかま二郎君 理事 井脇ノブ子君

大塚 高司君 奥野 信亮君

亀岡 偉民君 清水清一朗君

原田 憲治君 藤井 勇治君

御法川信英君 小川 淳也君

三日月大造君 西 博義君

佐々木憲昭君 保坂 展人君

糸川 正晃君

議長

副議長

事務総長

国立国会図書館長

河野 洋平君

横路 孝弘君

駒崎 義弘君

長尾 真君

委員の異動
四月十七日

辞任 若宮 健嗣君

谷口 和史君

同日 原田 憲治君

西 博義君

補欠選任 原田 憲治君

西 博義君

補欠選任 若宮 健嗣君

同日 谷口 和史君

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○笹川委員長 これより会議を開きます。

まず、本日総務委員会の審査を終了した電波法の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。

本法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○笹川委員長 次に、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件についてであります。

が、図書館運営小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。川端達夫君。

○川端委員 御説明いたします。

第一に、国立国会図書館法の一部改正の件であります。これは、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定の整備を行うおうとするものであり、一部を除き本年十月一日から施行することとしております。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件であります。これは、地方公営企業等金融機構が納入する出版物の部数を四部と定めるものであります。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○笹川委員長 それでは、まず、国立国会図書館法の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○笹川委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○笹川委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、日程第一につき、宮腰農林水産委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第二につき、原田財務金融委員長の報告がございまして、共産党が反対でござい

ます。

次に、日程第三及び第四につき、東経済産業委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしましたして、全会一致であります。

次に、日程第五につき、佐藤文部科学委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第六ないし第八につき、平沢外務委員長の報告がございまして、採決は二回になります。一回目は日程第六及び第八で、両件を一括して採決いたしましたして、全会一致であります。二回目は日程第七で、共産党及び社民党が反対でござい

ます。

次に、動議により、総務委員会の法律案を緊急上程いたします。今井総務委員会理事の報告がございまして、全会一致であります。

次に、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正案を緊急上程いたします。笹川議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、全会一致であります。

本日の議事は、以上でござい

ます。

議事日程 第十二号

平成二十年四月十七日

午後零時十分開議

第一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

第二 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)

第四 企業立地の促進等による地域における産

承認を求めるの件

業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百六十八回国会、内閣提出)
第七 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百六十八回国会、内閣提出)
第八 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について

○笹川委員長 それでは、本日の本会議は、正午予鈴、午後零時十分から開会いたします。

○笹川委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る二十二日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十四分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

別表第一 公営企業金融公庫の項から中小企業金融公庫の項まで及び日本政策投資銀行の項を削る。

別表第一 日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)

別表第一 農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第二 地方競馬全国協会の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)

附 則

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一 日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

理 由

株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方競馬全国協会」の下に、「地方公営企業等金融機構」を加える。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)中国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第二の改正規定の施行の日から施行する。